

上 州 漁 業 協 同 組 合 遊 漁 規 則
(共 第 5 号 及 び 共 第 1 6 号 第 五 種 共 同 漁 業 権)

(目 的)

第一条 この規則は、上州漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受け、かつ管理する共第5号及び共第16号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ、ワカサギ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊 漁 の 承 認 及 び 遊 漁 料 の 納 付 義 務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、その他の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

なお、釜、置針又はやすを使用して行う遊漁の申請者は、当該年度において他の漁具漁法による期間1年の遊漁の承認を受けた者でなければならない。ただし、第七条第二項に定める遊漁料を納付する申請者についてはこの限りでない。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊 漁 期 間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水 産 動 物	期 間
ア ユ	組合が定める日時から12月31日まで
ヤ マ メ	3月1日から9月20日
サクラマス (降海した後にさく河したものに限る。以下同じ。)	3月1日から9月20日
イ ワ ナ	3月1日から9月20日
マ ス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ) コ イ フ ナ ウ グ イ オ イ カ ワ	1月1日から12月31日

ウナギ ドジョウ	1月1日から12月31日
ワカサギ	9月21日から翌年2月末日まで

- 2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣・竿 釣	1人につき2本
投 網	1人につき1統
す く い 網	1人につき1統・網口径100cm以下
釜 (ウナギ釜)	1人につき50統 口径15cm以内 長さ100cm以内
置 針	1人につき300本
ぎ の め か き	1人につき1本
や す	1人につき1本
穴 釣	1人につき1本 (ウナギ釣)

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア漁具漁法	イ水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
毛針釣 (フライを 除く)	全 魚 種	明神橋から下流の烏川、横川 堰堤から下流の碓氷川、本宿 佐藤実工場堰堤から下流の鏑 川 (西牧川)、蟬の淵から下 流の南牧川	3月26日から 組合が定めるアユ 友釣解禁日まで
疑似おとり使用 の友釣	ア ュ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
どぶ釣 (上げ下げ)	全 魚 種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで

投網	全魚種	<p>里見発電所取水口から長野堰の間と聖石橋から下流の烏川及び栄橋から下流の榛名白川、梁瀬大橋から鼻高橋までの間の碓氷川、下小阪大橋から下流の鐺川、鐺川農業用水取水口から下流の南牧川（上記水域を以下「鮎投網解禁区域」という。）</p>	<p>3月26日から9月1日午前8時まで</p>
		<p>長野堰堰堤から聖石橋の間の烏川、久保井土堰堤から梁瀬大橋までと中乗橋から烏川合流までの碓氷川（上記水域を以下「友釣専用区」という。）</p>	<p>3月26日から10月1日午前8時まで</p>
投網	全魚種	<p>里見発電所取水口から上流の烏川本流及び烏川各支流（栄橋から下流の榛名白川、碓氷川を除く）、井野川本支流、中乗橋から鼻高橋の間及び久保井戸堰堤から上流の碓氷川本流、碓氷川各支流、碓氷湖、妙義湖、霧積湖、安導寺橋から上流の西牧川本流、鐺川及び西牧川の各支流（高田川・星川を除く）、鐺川農業用水取水口から上流の南牧川本流、南牧川各支流、馬庭堰取水口堰堤上流50mから下流100mまでの鐺川、小沢橋から明戸橋の間の高田川、大塩湖、東谷川ダム、野上ダム （上記水域を以下「投網通年禁止区域」という。）</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>
		<p>里見発電所取水口から下流の烏川、久保井戸堰堤から鼻高橋の間及び中乗橋から下流の碓氷川、東部大橋から上流の鐺川（西牧川）及び南牧川</p>	<p>12月1日から翌年2月末日まで</p>

引掛 ころがし オランダ釣	全魚種	投網通年禁止区域	1月1日から 12月31日まで
		鮎投網解禁区域	11月1日から 翌年9月1日 午前8時まで
		友釣専用区	11月1日から 翌年10月1日 午前8時まで
撒き餌釣	全魚種	全湖沼	1月1日から 12月31日まで
すくい網	全魚種	漁場全域	3月26日から 8月19日までの 間の増水、濁水時
舟使用漁法	全魚種	荒船湖、碓氷湖、霧積湖 野上湖、東谷川ダム	1月1日から 12月31日まで
アクアラング 使用漁法	全魚種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで

- 3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
4 前項の制限は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
稲荷橋から上流（榛名神社境内）の榛名川、 馬庭堰取水口堰堤上流50mから下流100mまでの 鏑川、岡部温故館から上流の丹生川	1月1日から 12月31日まで
里見発電所取水口から上流の烏川本支流、 滑川、駒寄川、栄橋上流の白川、唐沢川、早瀬川 久保井戸堰堤から上流の碓氷川本支流、碓氷湖、 霧積湖、花ノ木橋から上流の九十九川本支流、恵 宝沢上流の秋間川、 安導寺橋から上流の西牧川本支流、荒船湖 鏑川農業用水取水口から上流の南牧川本支流、 青倉川、中沢川、栗山川、横瀬川、野上川、大沢 川、雄川、矢田川、土合川	9月21日から 翌年2月末日まで 但し、次の場合を除く。 ① 鮎の友釣り （9月30日まで） ② わかさぎ釣り

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する全長のものは、採捕してはならない。

水産動物	全長
マス	15cm以下
ヤマメ	15cm以下
サクラマス	15cm以下
イワナ	15cm以下
コイ	15cm以下
ウグイ・オイカワ	8cm以下
ウナギ	30cm以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとする。ただし、期間1年の遊漁料は1月1日から4月30日まで納付するものとし、それ以外の期間に納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は300円を加算した額とする。また期間1日の遊漁料について第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユ・ヤマメ・イワナ・サクラマスを除く魚種の場合は500円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料 の 額
全 魚 種	徒手採捕・ 手釣・竿釣 ・すくい網 ・ぎのめかき	1日（第三条第一項の組合が定める日時から6月30日まで）	3,000円
		1日（上記以外の期間）	2,000円
		1年	9,600円
	同 上 投 網	1日	3,000円
		1年	11,700円
アユ・ヤマメ・ サクラマス・イ ワナを除く魚種	徒手採捕・ 手釣・竿釣 ・すくい網 ・ぎのめかき	1日	1,000円
		1年	5,400円
	釜	1年	15,000円
	置針・やす 穴 釣	1年	5,000円
ヤ マ メ サ ク ラ マ ス イ ワ ナ	手釣・竿釣	1日	2,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。ただし、遊漁料無料に係る遊漁については第二条1項のただし書きを準用する。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
小 学 生	全魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき・やす	1年	無 料

遊漁者の種類	遊漁対象 水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料	
中 学 生 高 校 生	全魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき・やす	1日（第三条 第一項の組合 が定める日時 から6月30日 まで	1,500円	
			1日（上記以 外の期間）	1,000円	
			1年	中学生	3,000円
				高校生	4,000円
	アユを除 く魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき・やす	1年	300円	
身体障害者 県内居住者で 手帳所有者	全魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき	1年	4,875円	
		同上・投網	1年	5,925円	
	アユを除 く魚種	徒手採捕・手釣 竿釣・すくい網 ぎのめかき	1年	2,775円	

- 3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場)

第八条 組合は、3月1日から6月末日までと9月1日から12月末日までの期間内において組合が別に定める期間、次の区域を特設釣り場と定め、ニジマスの高密度な放流を行うものとする。

区域：中乗橋から烏川合流点までの碓氷川

2 前項の期間及び区域で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の特設釣り場遊漁料を別表の特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁法	区分	料金	魚種
釣竿 (一人につき 1本)	中学生以下	1,000円	ニ ジ マ ス
	組合が発行する期間 1年の遊漁証保有者	1,500円	
	上記以外の者	3,000円	

3 前各号の制限他、組合は漁具漁法、区域、期間、入漁時間などの規定を定め、特設釣り場を管理するものとする。この規定は組合事務所、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示して公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○平成25年2月22日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-2号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別 表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在 地	電話番号
1	アライ商会	高崎市上中居町719-1	027(323)8227
2	あらいや釣具店	高崎市羅漢町67	027(322)6975
3	三山釣具店	高崎市下小鳥町470	027(362)0257
4	銀山釣具店	高崎市片岡町2-12-7	027(325)2056
5	広岡釣具店	高崎市下小鳥町335-1	027(362)7001
6	一福亭 淡島敏彦	高崎市大橋7	027(322)3446
7	赤坂 仲次	高崎市貝沢町2076-2	027(363)2988
8	大室 利通	高崎市八幡町1106	027(344)1627
9	樋口 正信	高崎市下室田町2348	027(374)3510
10	富加津 継雄	高崎市下豊岡町872	027(326)4839
11	上州屋 高崎店	高崎市貝沢町1319-1	027(364)0675
12	上州屋 飯塚店	高崎市飯塚町85-1	027(363)2889
13	サンビーム 高崎店	高崎市飯塚町206-6	027(364)3332
14	よろずや釣具店	富岡市富岡1231	0274(63)0114
15	パイオニア商会	富岡市七日市910-1	0274(63)5370
16	大塩湖管理棟	大塩湖畔	0274(64)0446
17	土屋 政夫	甘楽郡南牧村大字小沢1566	0274(87)3115
18	二ツ橋 猛	甘楽郡下仁田町吉崎380	0274(82)4807
19	金井 正之	甘楽郡下仁田町東野牧甲2746	0274(84)2273
20	セブンイレブン下仁田店	甘楽郡下仁田町下仁田482-5	0274(82)2884
21	工藤酒店	甘楽郡下仁田町東野牧145-6	0274(82)6869
22	セブンイレブン下仁田インター店	甘楽郡下仁田町馬山5909	0274(82)5954
23	金井釣具店	高崎市吉井町長根1566-1	027(387)5203
24	登坂釣具店	高崎市吉井町吉井52-2	027(387)2607
25	かぶら釣具店	高崎市吉井町吉井414	027(387)3209

NO	名 称	所 在 地	電 話 番 号
26	上原 美芳	高崎市倉渕町三ノ倉 2 3 9 1	027(378)3257
27	橋爪 正年	高崎市倉渕町三ノ倉 8 0 3	027(378)3468
28	ひまわり食堂	高崎市倉渕町三ノ倉 4 8 9 - 1	027(378)2454
29	中島 行雄	高崎市箕郷町西明屋 4 1 9 - 1	027(371)2312
30	広瀬 淳一	高崎市菊池町 4 8 4 - 1	027(344)1184
31	柳沢釣具店	高崎市上里見 6 3 5 - 1	027(374)1693
32	セブンイレブン榛名里見店	高崎市下里見 1 4 6 7	027(344)1554
33	セブンイレブン下室田店	高崎市下室田 9 9 7 - 2	027(344)3395
34	セブンイレブン榛名本郷店	高崎市本郷 1 1 5 6 - 4	027(344)4807
35	いせや商店	安中市松井田町松井田 4 3 6	027(393)0323
36	中易 一孝	安中市松井田町松井田 1 8 9 0	027(393)1894
37	横山釣具店	安中市松井田町松井田 5 1 6 - 5	027(393)1539
38	アングルサム	安中市松井田町松井田 3 7 9	027(393)2196
39	ファミリーマート松井田五料店	安中市松井田町五料 7 4 3	027(393)9222
40	玉屋食堂	安中市松井田町坂本 1 0 1 1 - 1	027(395)2457
41	ふじや商店	安中市松井田町五料 7 2	027(393)0468
42	妙義湖管理棟	安中市松井田町五料	027(395)3233
43	関 行雄	安中市松井田町横川 6 4 7 - 5	027(395)2819
44	あかしや食堂	安中市松井田町入山 1 3 4	027(395)2056
45	セブンイレブン入山店	安中市松井田町入山 3 0 3 - 1	027(395)2603
46	新井 行雄	安中市松井田町坂本 4 4 2	027(395)2115
47	櫻井 正二	安中市松井田町原 4 5 0 - 7	027(395)3706
48	伊藤 友一	安中市安中 1 8 1 4 - 3	027(381)2905
49	富士屋製菓	安中市板鼻 1 - 5 - 1	027(381)0522
50	松風堂	安中市磯部町 1 - 1 3 - 5	027(385)7023
51	安中フィッシングエリア	安中市下秋間 3 0	027(382)7478

NO	名 称	所 在 地	電 話 番 号
52	組 合 事 務 所	高 崎 市 柳 川 町 7 8	027(322)3041